平成３０年（フ）第１６６２号
大阪府高槻市幸町３番10―322号
債務者　入矢　朋子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６３号
大阪府高槻市幸町３番10―322号
債務者　入矢　貴弘
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６７号
大阪市東住吉区矢田６丁目１番23号
債務者　松本愛子こと　李　　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７８号
大阪市東成区大今里南１丁目２番15号　Ｊ＆Ｋマンション302号
債務者　ＨＵＮＴＥＲ　ＭＯＩＲＡ
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８０号
大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―309号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目11番20号シティパレス21　201号
債務者　平山クニ子こと　南　クニ子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０１号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番23号ハイムヤマウチ　203
債務者　佐藤　優香
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０２号
大阪府枚方市長尾台１―１―１エクスペリエンス201号、住民票上の住所大阪府枚方市津田東町３丁目26番26―201号
債務者　森下　辰将
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０９号
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番２号　プラザ鷹合　405号
債務者　鳴瀬　勇二
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１６号
大阪市都島区都島北通１丁目９番８号　上堀ハイツ　104号
債務者　山本　洋祐
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２２号
大阪府東大阪市岩田町６丁目３番37号
債務者　相原　春仁
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―412号
債務者　菊川　省二
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４号
兵庫県伊丹市荻野３丁目50番地２　中島マンション302号
債務者　山本美和子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
福岡県うきは市浮羽町西隈上375番地１
債務者　佐々木華奈子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３３号
青森県八戸市大字鮫町字遥望石24番地２、前住所青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外24番地11　レジデンス高蔵103号
債務者　二部　将幸
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘４号室、前住所青森県八戸市南類家１丁目14番10号　マリエール101号室
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２９２号
仙台市宮城野区中野字寺前54番地　アメニティーゾーン中野栄Ｂ―201、従前の住所仙台市宮城野区福室６丁目12番30号　パークアベニューＪ―201
債務者　鈴木　歩美（旧姓平原）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係